

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川崎市長 福田 紀彦

市町村名 (市町村コード)	川崎市 (130)
地域名 (地域内農業集落名)	農業振興地域 (旧柿生村の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者不在の農地面積は三地域合計8.8ha(岡上4.0ha、黒川4.1ha、早野0.7ha)と見込まれることから、担い手(育成すべき農業経営を営む者)[※]の確保が課題である。
- ・地域の活性化を図るため地域外からの農業者(非農家からの新規参入者含む)の受入れへの取組が課題

※担い手:育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「育成すべき農業経営を営む者」という。)…基本構想P49参照

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域の主要農産物[※](岡上のカキ・水稻・クリ等、黒川の果樹・その他一般野菜等、早野の水稻・イチゴ・ナシ等)について、環境保全型農業(適期防除による農薬使用量の削減や土壌分析診断を活用した施肥設計など)の取組や、新たな品種、栽培技術の導入等により農産物の高付加価値化を図る。
- ・新規参入者を含めた地域内外の担い手(育成すべき農業経営を営む者)[※]への農地の集約化を進めつつ、土地条件が悪く集積が困難な農地については育成すべき農業経営を営む者に準ずる者[※]へ農地利用を促す。

※主要作物:作付け面積の上位3位 農業実態調査(R5.6)

※担い手:育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「育成すべき農業経営を営む者」という。)…基本構想P49 参照

※育成すべき農業経営を営む者に準ずる者:かながわホームファーマーなど…基本構想P49 参照

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域(岡上・黒川・早野)内の農用地区域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者等の地域の農業を担う者への集積・集約化の取組は、農地利用最適化推進委員等関係者と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用最適化推進委員等関係者と調整し、所有者の貸付意向時期を確認しながら農地中間管理機構に貸付け、地域の農業を担う者に集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
該当なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農地利用集積の対象となる多様な担い手※として、かながわ農業サポーター等についても関係機関と連携し、担い手としての育成に取組む。 ・土地条件が悪く担い手への集積が困難な農地については、かながわホームファーマーなどの育成すべき農業経営を営む者に準ずる者※へ農地貸借のマッチングを行う。育成すべき農業者に準ずる者※の意向を確認しながら、関係機関と連携して担い手としての育成に取組む。 ※多様な担い手:かながわ農業サポーター、生産緑地の借受け者等…基本構想P49 参照 ※育成すべき農業経営を営む者に準ずる者:かながわホームファーマーなど…基本構想P49 参照
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化や経費削減が期待できる取組については、農業支援サービスの周知を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				